公益社団法人　化学工学会　中国四国支部　若手の会　規約

第１章　総　則

（名称）

第１条　本会は、公益社団法人化学工学会中国四国支部若手の会（略称「中四国若手 CE」）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務局は、徳島市南常三島町 2-1 に置く。

（目的）

第３条　本会は、「化学工学」に携わる「若手教員」、「学生」、「若手企業人」が集う場を設け、大学間や企業間を越えた若手ケミカルエンジニアの横断的な交流を通じて幅広く情報交換し、親睦を深め、「化学工学」の進歩および化学関連産業の振興につながる有益なネットワーク形成を目的とする。

（行事）

第４条　本会は、第３条の目的を達成するために、次の行事または事業を適切な時期に行う。

（１）「化学工学」およびその周辺分野に関する講演会、コロキュウム、見学会、合宿の開催。

（２）「化学工学」に関する国内外の関係機関、団体等との学術、技術の交流会の開催。

（３）「化学工学」に関する研究、技術開発の奨励を促す表彰。

（４）前各号に揚げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項。

（運営細則）

第５条　本規約の実施に関し必要な事項は、本規約に定めるもののほか、本会総会の決議を得て、代表幹事が別に定める。

第２章　会　員

（種別）

第６条　本会の会員は、所属等により「若手教員」、「学生」、「若手企業人」に分類される。

（会員の資格）

第７条　第６条に定める会員の資格は、中国地区および四国地区（広島県、岡山県、徳島県、島根県、山口県、愛媛県、香川県、高知県、鳥取県）に在住する「化学工学」に興味のある若手とする。ただし、本会で示す若手とは、心・身どちらかが若い方とし年齢制限を設けないが、第３条の目的に賛同できる方とする。

（入会）

第８条　会員になろうとするものは、所定の内容を記載したものを代表幹事に提出して、幹事会の承認を得なければならない。

（退会）

第９条　会員は、代表幹事に連絡して退会することができる。

２　会員が次の各号の一つに該当するときには、退会したものとみなす。

（１）５年間連続で本会が開催する行事に参加しなかったとき。

（２）死亡又は法人などの解散、会員としての資格要件を失ったとき。

３　会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

（除名）

第１０条　会員が、次の各号の一つに該当するときには、総会の議決を得て、除名することができる。

（１）本会の規約又は規則に違反したとき、

（２）本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為があったと認められたとき。

２　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

３　第９条第３項の規定は、除名について準用する。

第３章　役　員

（役員）

第１１条　本会に次の役員を置く。

（１）幹事　４名以上 12 名以内
（２）監事　１名
２　幹事のうち、１名を代表幹事、１名以上２名以内をそれぞれ企業幹事と学生幹事とする。
３　幹事及び監事は、相互にその職を兼ねることができない。

（役員の選任）
第１２条　代表幹事は化学工学中国四国支部会員および中国地区、岡山地区、徳島地区、山口地区の化学工学懇話会会員の中より選任する。
２　その他の役員は、総会において本会の会員のうちから選任する。

（役員の任期）
第１３条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　代表幹事の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠又は増員により選任する役員の任期は、第１項の規定にかかわらず、総会の決議により前任者又は他の現任者の残任期間とすることができる。
４　役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任、事務引継ぎが終了するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の職務）
第１４条　代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。
２　幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故及び不測の事態があるときは、その職務を分担し代行する。
３　幹事は、本会の業務を執行する。
４　監事は、財産の状況及び幹事の業務執行を監査する。

（役員の解任）
第１５条　役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を得て、当該役員を解任することができる。
（１）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
（２）職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
２　前項第２号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第４章　会　議

（種別）
第１６条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

（構成）
第１７条　総会は、会員をもって構成する。
２　幹事会は、幹事および監事をもって構成する。
３　監事は、幹事会で意見を述べることができる。

（権能）
第１８条　総会は、本規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決議する。
２　幹事会は、本規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会で議決した事項の執行に関する事柄。
（２）総会に附議すべき事項。
（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

（開催）
第１９条　総会は毎年１回以上開催する。
２　総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
（１）幹事会が必要と認めたとき。
（２）「若手教員」、「学生」、「若手企業人」のいずれかの会員から、あらかじめ会議の目的とする事項を示して請求があったとき。
３　幹事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
（１）代表幹事が必要と認めたとき。

（２）幹事から、会議の目的とする事項を示して請求があったとき。

（招集）

第２０条　総会及び幹事会は、代表幹事が招集するとするが、必要に応じて幹事が代行する。

２　総会の案内は、日時及び場所を１０日前までに通知し、会議の目的たる事項及びその内容を開催日までに通知しなければならない。

３　前項の規定は、幹事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ幹事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。

（議長）

第２１条　総会及び幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たるとするが、必要に応じて幹事が代行する。

（議決）

第２２条　総会の議事は、本規約が定める場合を除き、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　総会及び幹事会においては、第２０条第２項又は第３項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するものであった場合はこの限りではない。

３　議決すべき事項につき、特別な利害関係を要する構成員は、当該事項について表決権を行使することはできない。

（書面表決等）

第２３条　総会や幹事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールにてその表決権を行使できる。

２　第１項の規定により表決権を行使する構成員は、第２２条第１項の規定の適用について出席したものとみなす。

（議事録）

第２４条　総会及び幹事会の議事については、次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所。

（２）出席した構成員の数および幹事会にあっては、幹事および監査の氏名。

（３）議決事項。

（４）議事経過の概要

２　議事録は、幹事の中から選任されたものが作成し、幹事から会員に電子メールにて回覧する。

第５章　会　計

（資産の構成）

第２５条　本会の資産は、次に揚げるものをもって構成する。

（１）基本財産

（２）行事または事業に伴う収入

（３）寄附金品

（４）資産から生じる収入

（５）その他

（基本財産）

第２６条　本会の基本財産は、次の各号に掲げるものからなる。

（１）化学工学会中国四国支部の支部活性費からの一定金額の寄附金。

（２）総会の議決により基本財産に繰り入れられた寄附金、収支差額その他の収入。

（会費）

第２７条　年会費は徴収せず、行事または事業毎に発生する費用を会員から徴収する。

（資産の管理）

第２８条　本会の資産の管理は、代表幹事が管理し、その管理方法は、幹事会の議決による。

（事業年度）

第２９条　本会の事業年度は、毎年３月１日に始まり、毎年２月末に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第３０条　本会の行事または事業計画及び収支予算書は、代表幹事が作成し、毎事業年度開始前に総会の

議決を得られなければならない。だだし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、当該事業年度の第１回目の総会にて議決を得るものとする。

２　前項ただし書きの場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

（事業報告及び収支決算）

第３１条　本会の行事または事業報告書、収支決算書および財産目録は、代表幹事が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、公益社団法人化学工学会中国四国支部支部長に報告を行うとともに、総会の議決を得なければならない。

２　公益社団法人化学工学会中国四国支部支部長から行事または事業報告及び収支決算の提出依頼があった場合には、その都度遅滞なく提出する。

（収支差額の処分）

第３２条　本会の収支決算により差額が生じたときは、総会の決議を得て、その一部若しくは全部を積み立て、又、翌事業年度に繰り越すものとする。

第６章　事　務　局

（事務局）

第３３条　本会に、事務を処理する事務局を設ける。

２　代表幹事は支部の目的を達成するために、必要があるときは事務担当アルバイトを雇い入れることができる。

３　事務局及びアルバイトに関する規定は、幹事会及び公益社団法人化学工学会中国四国支部役員会にて別に定める。

第７章　規約の変更ならびに解散

（規約の変更）

第３４条　規約の変更は、総会において過半数の議決を得、かつ、公益社団法人化学工学会中国四国支部役員会の承認をえなければならない。

（解散）

第３５条　本会は、総会において全会一致の議決を得、かつ、公益社団法人化学工学会中国四国支部役員会の承認をえなければ解散できない。

（残余財産の処分）

第３６条　本会が解散の際に有する残余財産は、公益社団法人化学工学会中国四国支部にすべて寄附するものとする。

第８章　補　則

（備え付け書類および帳簿）

第３７条 本会は、事務局にて、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

（１）規約
（２）役員を含む会員名簿
（３）事業報告書
（４）収支計算書
（５）財産目録
（６）事業計画書
（７）収支予算書

２　前項に揚げる書類は、公益社団法人化学工学会中国四国支部役員の閲覧に供するものとする。

附則

１　本規約は、総会にて承認が得られた日から施行する。

２　本会は平成 19 年 7 月 31 日をもって設立する。